



RIETI Policy Discussion Paper Series 14-P-002

サービス交渉とプブリ合意－TISA とセクターアプローチ

中富 道隆
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

サービス交渉とプブリ合意 －T I S Aとセクターアプローチ*

中富道隆（経済産業研究所）

要旨

1) WTOサービス協定（GATS）交渉は、ラウンドの機能不全、フリーライドへの懸念、FTAの展開を原因として、97年の金融・テレコミサービス合意以降大きな成果を生んでいない。その中で、FTAと並びサービス自由化・ルール作りの有力な枠組みとして提唱されているのがTISA（Trade in Services Agreement）である。

2) TISAは、ハイレベルのサービス自由化とルール作りを目指す有志国間の複数国間（プブリ）イニシアティブであり、GATS交渉が低迷する中で、直接グローバルなルール作りにつながるポテンシャルのある唯一の枠組みであること、日本にとって新しいビジネスチャンスを作り出す基礎となる可能性が高い枠組みであること、個別のメガFTAにおいて日本の国益を守るためのレバレッジとなることから日本として本格的な取り組みが必要である。

3) TISAの法的構成は、今後の議論であるが、FTAと位置づけることは、GATS 5条の要件の恣意的解釈になりかねないこと、途上国を入れたグローバルな枠組みへの道筋が不明であること、経済厚生上も問題があること、サービス規制の横断的性格に沿わないことから問題がある。TISAは、金融・テレコミ合意の例に倣い、クリティカルマスを構成する国の参加実現とメリットの非参加国への均てんを基礎として考えることが、グローバルなルール作りの観点から望ましい。

4) 金融・テレコミ合意に代表されるセクター合意は、分野の特性に対応してGATSを発展させることの出来る有力なアプローチであり、グローバルなルール作りを目指して、今後TISAの枠組みの中で、小売・流通、製造業関連サービス、文化関連サービス、環境関連サービス、越境データ流通など、日本が積極的具体的に提案していくことが期待される。

キーワード: サービス、GATS、TISA、プブリ合意、FTA、セクター

JEL classification: F130

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

*本稿は、独立行政法人経済産業研究所におけるプロジェクト「国際投資法の現代的課題」（リーダー：小寺彰ファカルティフェロー）下の「今後の通商システムとガバナンスに関する研究会」の成果の一部であり、本稿の見解は筆者個人の責任で発表するものであるが、同研究会での活発な議論と参加メンバー（小寺彰を始め、飯田敬輔、荒木一郎、東條吉純、浦田秀次郎、国松麻季、石毛博行、渡邊伸太郎、小野傑、金原主幸の各位（敬称略））及び経済産業省職員を始めとする発表者・オブザーバーの方々の貴重なご意見、ご示唆に深く感謝する。

本稿では、サービス交渉における複数国間合意（プブリ合意）の重要性に焦点を当て、現在交渉が進行しているT I S A (Trade in Services Agreement)の重要性と問題点、分野別・セクター別交渉の重要性とその具体化の方向について論じたい。

I では、サービス交渉の現状を俯瞰し、II で、T I S Aの重要性と問題点、狙うべき方向性、III で分野別交渉の重要性とその具体化に向けた提案を行いたい。

I W T O G A T S交渉の現状

1 G A T S交渉の現状

1993年に終結したウルグアイラウンドでは、モノの規律とともに、サービス分野のルールが規定された。世界貿易機関（W T O）サービス協定（G A T S (General Agreement on Trade in Services)）である。

この協定は、サービスをモード1から4の4つの形態に分け、M F N（最恵国待遇）、N T（内国民待遇）、M A（マーケットアクセス）について規律するとともに、約束表を添付し、各国のコミットメントを明確にしている。

サービス分野は、先進国について見ると、G D Pの7割以上を占め、またその貿易量も年々増大しており、モノの貿易と並んで、国際貿易において重要な地位を占めるに至っている。

しかしながら、ウルグアイラウンドの結果としてのサービス合意は、モノの規律と比較して、その歴史も浅く、また、その規律の枠組み、コミットメントの範囲、深さともに到底モノの分野に及ばない。

モノの規律とサービスの規律との関係については、資料1（モノとサービスの規律比較）に整理したので参照されたい。

ウルグアイラウンドにおける合意は、一般的に言って、各国のその時点のサービス規律の「スナップショット」であり、自由化の深掘りの要素は少ないと考えられる。

しかしながら、それまでモノの貿易に関する規律のみをガットが扱ってきたことと比較し、G A T Sは、サービスの規律に踏み込んだという点、また、投資をはじめとして国内規律に踏み込んでいる点で画期的な枠組みである。

その後の展開を見ると、G A T Sは必ずしも、その後順調に発展してきたとは言いがたい。例外は、IIIに述べる、97年にまとめられた金融サービス・テレコミサービス合意である。

2 金融・テレコミ合意後の展開

1997年の金融・テレコミ合意後、2001年、ドーハラウンドの開始までの間、サービス分野（GATS）では大きな進展はなかった。この状況は、ラウンドが始まってからも続いている。原因は、大きく言って3つあると考えられる。

第1に、

残念なことではあるが、ラウンドは、分野ごとのメンバー国の取引を促進する側面がある一方で、個別分野での動きを止めてしまう側面もあることである。ラウンドが動き出すと、大きなパッケージが動く際に向けて交渉材料を温存しておこうという意識が働き、ディールをしようとしなくなる傾向がある。ラウンドが想定する枠組みは、複数の交渉分野を同時並行的に交渉することにより、メンバー国間の取引が成立し、拡大均衡の中でルール作り・自由化が進むというシナリオである。

しかしながら、こうした issues linkage によるシナリオは残念ながらドーハラウンドではうまく機能していないのが実情である。

こうした状況を反映し、テレコミ・金融合意が成立した97年以降、WTOにおいては、大きな変化がない状況が長期にわたり続いてきた。互いに交渉ダマを隠し、また少しでも自分の損になるものはカードとして切りたくないというメンタリティーが働いている状態である。

第2に、

自由化の結果へのフリーライドへの（過度の）懸念であると考えられる。

金融・テレコミサービス合意の基礎にあるのは、各国のGATSにおけるMFN約束を前提としつつも、基本的に合意内容のMFN均てんの思想である。所詮国内規制の枠組みは、無差別に適用するのが経済の実態にあっているのだから、合意内容のメリットはどの国でも享受して構わない、という考え方である。そこでは、先進国を中心とする有志国間の合意の内容によって合意非参加国がメリットを受けることに対する警戒感は強調されることはなかった。

しかしながら、金融・テレコミ合意を最後に、この状況には大きな変化が生じている。

サービス分野においても、米国をはじめとした国がフリーライド問題に神経を尖らせる背景には、途上国、特にBRICS経済の急速な成長に対する強い警戒感があると考えられる。特に、2001年の、中国のWTO加盟とその後の急速な経済成長、他方での中国市場における様々なサービス分野での規制は、

欧米の強い不満と警戒感を生むこととなった。自分たちが市場に入れぬのに、なぜ中国やブラジル、インド等競争力ある途上国の企業に市場を明け渡す必要があるのか、という問題意識であり、また将来こうした国のサービス市場を開放していくのに必要な leverage を保持しておこうという重商主義的思想である。

フリーライド問題については、マーケットアクセス分野とルール分野では深刻さが違うということがよく指摘される。関税のようなマーケットアクセス分野では、MFN均てんは企業の競争条件に大きな影響を及ぼすのに対し、ルール分野では、より間接的で軽微な影響しか及ぼさないという議論である¹。

サービス交渉についても、一般論として同様な整理を行いうると考えられるが、自由化と規律の内容に対応して、更に分析的な議論を行うことが必要である²。サービス交渉については、関税交渉と異なり、マーケットアクセスのみならずルールの側面があること、にもかかわらず、金融・テレコミ交渉では、クリティカルマスとメリットのMFN均てんを基礎として合意が成立したことを忘れてはならない。

最近では、米を中心として、サービスの自由化について、関税と同様に、マーケットアクセスの要素に重点を置いて、フリーライドの危険性が過度に強調される傾向があることを指摘しておきたい。

第3に、

上記第2の論点と密接に関連するが、自由貿易協定（FTA）の展開である。

WTOとドーハラウンドの低迷の中で、各国はサービス分野の自由化とルール作りに向けてFTAを用いるようになった。ただし、サービス分野のみを目指したFTAは存在しておらず、二国間の関税を中心とした貿易自由化（ガット24条によるモノのFTA）に付随する形でサービス分野でのFTAが進められるのが通常である。形の上では、GATS5条によるサービス分野でのFTAという形をとることになる。

FTAにおけるサービス交渉は、①交渉のメンバーが限られること（ラウンドでは160カ国のWTO加盟国が関与する。）、②GATSにおけるコミットメントと矛盾しない範囲で、差別的な取り扱いをすることが許されること（GATS5条）から、非関税措置の相対的な重要性が高まる一方GATS交渉が動かない現状下で、サービス自由化とルール作りのより容易な手段として活用されている。

¹ VanGrasstek and Sauvé (2006) pp857-8 参照

² Elsig (2010) 参照。Elsig は、MFN については、二者択一的 (dichotomous) な議論でなく、分野毎に、また market opening とルール作りとで異なる、協力のメリットとフリーライドへのインセンティブとに焦点を当てるべきとしている。Elsig は、非参加国の参加を促すインセンティブ作りが重要としている。

FTAの思想は、参加国と非参加国との差別にあることが、GATSの基本思想とは基本的に異なる。GATSにおいても、MFNは原則とされつつも、例外は認められているが、GATS 5条（ガットでいう24条に相当するが、GATS成立以来その規律について十分な議論が行われていない。II 3参照。）を使えば、GATSでMFN例外登録していない差別（FTA参加国と非参加国との差別）も正当化される、出来るだけ非参加国には「ケチ」な対応をしよう、ということが背景にある。

3 シグナリングコンファレンス

ラウンド終結に向けた努力の中で、2008年はラウンドがもっとも終結に近づいた時期であるが、その動きの中でサービス交渉については、各国の隠しダマを正直ベースで白状させる試みとして、2008年に、シグナリングコンファレンスが開催された。メンバー国は、その過程で本心の一部を吐露しており、一定の成果ありとされる。

しかしながら、2008年夏に、ラウンド終結に向けた調整が失敗したために、その後サービス分野においても、進展は止まってしまった。

また、各国がシグナルした内容は、良くて冷蔵庫に入っている状況、おそらくは溶けてしまった状況であり、現状は2008年のスナップショットは最早存在していないと見るべきであろう。

4 ラウンドの低迷とTISA、FTA

ドーハラウンドは難航している。2001年に交渉が開始され、13年目を経過しているが決着の見通しは全く立っていない³。交渉の膠着を打開するため、2011年末のWTO閣僚会議では、案件ごとに異なったタイムフレームで解を求める可能性について議論が行われ、その結果として、情報技術協定（ITA）の品目拡大や貿易円滑化の合意に向けて議論が進められ、貿易円滑化については、農業安全保障・最貧国（LDC）パッケージとともに2013年末のバリ閣僚会議で合意が成立した。

このアプローチは、全ての参加国の合意に基づくマルチのアプローチに対して、有志国でパッケージを進めるイシューベースのプルリ合意の可能性に途を開くものでもあり、IIに述べるサービス分野でのTISA (Trade in Services Agreement)の動きもこの一つとして理解することが可能である⁴。他方で、最近、WTO・ラウンドの低迷の中で、FTA競争が加速している。

TISAとメガFTAは並行して動いており、サービス分野における自由化

³ ドーハラウンドの早期終結の処方箋とWTO改革については、中富(2011)参照。

⁴ Nakatomi (2013c) 参照

とルール作りの2つの柱となっている⁵。米EU（特に米）は、WTOのサービス交渉で今まで実現できなかった成果を、そのいずれかで実現しようという関心が強い⁶。

しかしながら、我が国では、FTA、特にメガFTAに対しては強い関心があるが、TISAについては十分な関心が示されているとは言いがたい⁷ので、IIでTISAの重要性と問題点について見ていくこととしたい。

II TISAの重要性

1 TISAとは

2011年のWTO閣僚会議は、ドーハラウンドの低迷打開のために、従来の交渉手法では進展できないことを認め、案件ごとに異なったスピードで交渉を進展させる可能性を認めた⁸。

これを受けて、いくつかの分野での動きが生まれてくるが、サービス分野では、特に米国を牽引力としたTISA (Trade in Services Agreement) 構想に注目する必要がある。

TISAとは、サービス交渉の打開を目指して、米国が中心となり、先進国中心のRGF (Really good friends of services) 23か国⁹が議論しているサービス自由化とルール作りのイニシアティブであり、その内容はハイレベルの自由化と規律づくりを目指すものである。

TISAは、2011年の閣僚会議の後、2012年初めに有志国によって予備的な議論が開始された。RGFは、2013年6月28日に、TISA策定のための議論が進展し、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行った。また、TISAは全てのWTO加盟国をメンバーとするものではない、厳密にはWTO外の複数国間のイニシアティブであることに留意する必要がある。その内容は、日々変化しているが、仮にその合意が成立すればサービス貿易に大きな影響があることは確実である。

他方で、WTOメンバー国の中には途上国を中心として、全メンバー国によ

⁵ また、サービス分野の自由化とルール作りにおけるFTAの比重の高まりは、TISAにおけるFTA構想を生むことにもつながっている。

⁶ 資料2（サービス交渉に関する各国の関心概観）参照

⁷ 資料2（サービス交渉に関する各国の関心概観）参照。

⁸ 2013年のバリ閣僚会議における貿易円滑化、LDC、食料安全保障に関する合意は2011年閣僚会議におけるこの合意の延長線上にあるものとして理解することができる。

⁹ TISA交渉の参加国・地域（23か国・地域（EU各国を含めると49か国））

日本、米国、EU、カナダ、豪州、韓国、香港、台湾、パキスタン、ニュージーランド、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン

るイニシアティブでないことから批判的な見方もあることは事実である。TISAの今後の展開については、予断を許さない。内容的にも、また、法的にも今後の議論には紆余曲折が予想される。むしろ、いわばGATS交渉の別舞台のような形で、今のままの「大風呂敷」のまま展開すると見るのは楽観的な見方であろう。また、今のままでは、時間的な軸についても、相当に長期の作業となることは確実であろう。

TISAの構造については、欧州委員会のメモ¹⁰が、概略をまとめているので、以下にその要点を記す¹¹。

(目標)

GATSに整合的で野心的な合意を目指し、参加国を拡大し後にマルチ化(multilateralize)することを目指す。

協定は、包括的なスコープで当初から(at the outset)特定のサービスセクターやモードを除外しない。DDA交渉と同様に全てのセクターが交渉で潜在的にカバーされる。

域内において海外のサービス事業者がどのセクターでどの程度サービスを提供できるか決めるのは各参加国である。

協定は、テレコミ、金融、郵便サービス等における規制当局の独立性、公正な認可手続き、テレコミネットワークへの無差別的なアクセス等といった規制の規律(regulatory disciplines)をカバーする。

RGFの提案により、国内規制、国際海運、テレコミ、eコマース、コンピュータ関連サービス、越境データ移動、郵便・クーリエサービス、金融サービス、一時的な人の移動、政府調達、輸出補助、国有企業(SOE)に関する新しいルール作りも含まれ得る¹²。

(構造(structure))

GATSに準拠し、GATSの基本条文を取り入れる。後に協定をGATSに統合することを念頭に置く。

内国民待遇の約束については、原則として横断的に適用することが合意されている。

参加国は、留保しない限りスタンズティル条項と、ラチェット条項(差別措

¹⁰ European Commission (2013) 参照

¹¹ TISAの目標については、Hufbauer et al(2012)、Samuel A. Di Piazza, Jr. 及び Peter Allgeier (いずれも CSI(Coalition of Services Industries)の米政府 Interagency Trade Policy Staff Committee での証言(Di Piazza, Jr. and Allgeier(2013))に詳しい。

¹² Di Piazza, Jr. and Allgeier (2013) は、TISAで実現を目指すべき新しいルールの例として、越境データ移動、SOE、規制障壁(regulatory barriers)、ライセンス、ビジネスオペレーションの法的形態の自由、透明性、標準を挙げている。

置の将来的廃止)に合意する可能性がある(might)。

(マルチ化)

当初は、協定は参加国のみを拘束する。他方で、EUは、協定の構造が将来のマルチ化につながる道筋を確保した。

2つの条件が、協定をWTOシステムに取り込むのに必要である。

- 1) 協定による義務の種類がGATSと同様であること
- 2) 協定の便益が全てのWTO参加国に均てんできるような協定の参加国がクリティカルマスに到達すること。

フリーライドを避けるため、MFN原則による協定の自動的なマルチ化は、協定へのクリティカルマスの参加がない限り暫定的に(temporarily)停止される¹³。

関心あるWTOメンバーの新規参加条項を設け、協定のマルチ化への道を開く。

TISAについては、2013年を通してRGF間で交渉が続けられており、2013年末には、米、EU、日本が提案を提出している。交渉の具体的なスケジュールについての合意はないが、2014年もその実現に向けて鋭意RGFによる交渉が行われる予定である。

一番の問題点と懸念は、日本が政府も産業界も、TISAの戦略性とポテンシャルについて、十分に理解していないように見えること、TISAで何を実現しようとしているか、日本としての戦略目標が明確でないことにある。(この状況が、2013年末のTISAにおける日本の提案で変わることを強く期待する。)

2 TISAと日本

日本は、サービス分野の重要性に鑑み、今までのような受け身対応ではなく、本格的にTISAに取り組むことが重要である。

産業界もサービス分野への対応において、現存するルールと市場条件を前提として活動するという受け身の対応ではなく、海外の活動環境を変えていく思想が必要である。

TISAの重要性については、以下の視点から考える必要がある。

第1に、TISAは、WTOドーハラウンドが低迷し、GATS交渉の行方が見通せない中で、直接グローバルな自由化とルール作りにつながるポテンシャルのある唯一の枠組みである。

¹³ European Commission(2013)では、どのような形でMFN均てんを停止し、また如何なる条件が具備すればMFN均てんを行うのか、定かではない。

サービスについて、ドーハラウンド開始後13年を経て、自由化とルール作りが事実上止まっていることは極めて残念なことであるが、TISAは、世界の越境サービス貿易の約3分の2をカバーする（European Commission(2013)参照）RGFによって推進される複数国間の枠組みであり、今後の展開と法的枠組み次第では、新しいマルチルールの基礎を作る枠組みとなることが期待される。

TISAを推進しているRGFは、国際ルールの基礎を作り上げるクリティカルマスに「近い」可能性が高いと考えられる。勿論途上国（特に中国等の主要途上国）の取り込みは、今後TISAを意味あるグローバルな枠組みとしていくための必要条件であり、更なるメンバーの拡大に向けて議論し知恵を出していくことが不可欠の課題となる¹⁴。TISAは、WTOの枠組みの中で全WTO加盟国の参加の下に行われている交渉ではないが、今後更なる途上国の参加を実現できれば、新しいGATSの基礎として発展させることが期待できる。

米・EU・日本等主要先進国が参加する複数国間の枠組みであるTISAは、仮に合意が成立すれば、サービス分野における参加国間の共通ルールが出来ることを意味する。ただし、現状では、TISAは先進国中心の枠組みであり、その効果は基本的に先進国を中心としたRGFの中にとどまる。しかしながら、更に広く途上国をメンバーとすることにより、よりその効果はグローバルなものとなる。

また、II3でTISA合意のメリットをMFNベースで非参加国にも拡大する可能性について論じるが、MFN均てんを行えば、クリティカルマス+MFN均てんという、金融・テレコミ合意成立時の条件を満たして、WTOにおける合意として成立させることも視野に入る。

現時点では、ドーハラウンドが低迷し、その行方が見えない中で、サービス分野においてTISAのみが、グローバルな合意を目指せる枠組みである。しかしながら、その検討と法構成においては、真にグローバルなサービス貿易の枠組みとなるように検討を進める必要があり、この観点からその法構成（特にFTAとするかどうか）は重要な意味を持つ。サービス貿易の推進に当たっては、FTA（特にメガFTA）の枠組みの活用も必要であるが、TISAはよりグローバルな枠組みとなりうるポテンシャルを持っており、明確にFTAと性格付けを区別しつつ双方を並行して進めるメリットは大きい。

¹⁴ クリティカルマスは、金融・テレコミ合意の際にも数値基準で議論されたわけではなく、この点貿易量で概ね90%を充たす国の参加を条件としたITAとは異なる。TISAをFTAと構成する場合には、クリティカルマスの概念は無関係であるが、TISAをFTAと構成しない場合には、十分な参加国のカバレッジが重要な合意の成立要素となる。Low(2011)は、クリティカルマスは、参加者の間に、非参加国のフリーライドがあるにも関わらず合意の意思がある状況をいうとしている。

第2に、サービス分野の規律作成と自由化は、日本にとって新しいビジネスチャンスを海外で作り出す基礎となる可能性が高い草刈り場であり、TISAはその有力な手段となり得る。

本来はWTOのGATS交渉が順調に進んでいれば、参加国の広さから考えて、最も望ましい枠組みであると考えられるが、残念ながらGATS交渉は全く進展しておらず、今後当面進展の可能性は低い¹⁵。

こうした状況下で、次善の策として、TISAのような先進主要国が全て入っている複数国間のイニシアティブを活用すれば、日本だけでは到底実現することの出来ないレベルでのルール作り・自由化の可能性が開けてくる。複数国間合意であるITAが、IT分野での企業の活動環境を大きく変えたこと、またサービス分野ではテレコミ・金融合意のインパクトを想起してほしい。TISAは、個別サービス産業の立場から見ても、海外環境改善の枠組みとして本格的に取り組む価値のある枠組みである。

第3に、TISAは、個別のメガFTAにおいて、日本の国益を実現し守るために大きなレバレッジ、「保険」として機能することも十分に予想できる。

TISAにおいては、少なくとも参加国（先進国中心）の間のコンセンサ作りが図られることになるので、メガFTA間における規律や自由化の違い・矛盾を牽制する材料となりうる。本質的に参加国・非参加国での差別性を原則とするメガFTAに比較して、TISAは、「より」グローバルな解を模索する枠組みであり、米EUといった特定の大国の制度が「押し付け」られる懸念は少なくなる。特に、米国とEUとの双方がTISAの参加国となっていることは重要であり、規制分野で激しくしのぎを削る双方とのFTA（TPP、日EUFTA）で日本が両者の間で「サンドイッチ」になるリスクを軽減することが出来る¹⁶¹⁷。

¹⁵ 2013年末のWTOバリ閣僚会議の結果を受けて、今後のワークプログラムが1年の期間で作られることになった。その中で、GATS交渉の進展に向けて積極的な提案が行われることを期待したいが、現状では直接的な解決策の提示は極めて困難と思量される。GATS交渉を推進していくためには、むしろ、複数国間合意のWTOへの取り込み手続きの硬直性や、意思決定問題等、ラウンドの進展を困難にしてきた本質的な課題についての議論が行われることが強く望まれる。(TISAのような複数国間合意のWTOへの取り込み条件の硬直性は、WTOの深刻な意思決定の遅れを生んでいる。)

¹⁶ 日米半導体合意での調達目標が、EUによってガット提訴され違反となったケースを想起されたい。また、最近では、韓国が、電子電気分野、自動車分野で対米FTAと対EUFTAとで異なった定義を採用したケースを参照されたい。中富（2013d）参照。

¹⁷TISAは、国際的な産業連携を本格的に進め、真にグローバルなサプライチェーンの形成に資するルールを作り上げる梃子とすることが期待できる。CSI(Coalition of Services

TPP、TTIP等のメガFTAは、相互の調整なしに進行すれば、消化不能のスパゲティーボウルが、サービス分野についても生じることを予想する必要がある¹⁸。これは、産業界が望む結果ではないだろう。TISAは、メガFTAにより生じると予想されるスパゲティーボウル現象を緩和し、グローバルに調和された枠組みを作る支えとなりうる。メガFTA間相互の調整が行われる保証がない中で、TISAがグローバルなルールの設定に向けて果たしうる役割は大きい。

逆に、TISAの動きを正確に把握しその流れに乗っていないと、大国に、TISAの内容をメガFTAに導入してその内容について国際的な合意ありと主張され、日本として受け入れを強制されることも予想する必要がある。

既に、サービス分野におけるルール作り・自由化について、米EUはメガFTA（特にTPP、TTIP）とTISAとの双方をにらんだ対応を始めている。日本も、メガFTAのみに注力するのではなく、メガFTAとTISAの双方について、サービス分野の交渉の不可欠な枠組みとして、並行的かつ戦略的に対応し使いこなす必要がある。

この3つの観点から、日本はTISAに本格的に取り組むことが重要であると考えられる。問題は、TISAにおける日本の目標と軸が明確でないこと、政府もまた民間も、最近関心を高めているものの¹⁹、十分戦略的にその動きをフォローしていないことである。

3 FTA vs GATS

TISAをどのような形で、法的に構成し協定とするかについては、まだRGFの間に合意はなく、特に米とEUとの間で様々な議論が行われてきている。TISAの法構成については、Marchetti and Roy(2013ab)が参考になる。

Marchetti and Roy(2013ab)は、TISAの法構成について、1) MFNベースでのGATS議定書アプローチ、2) MFNベースでの going alone アプローチ、3) WTOの中における複数国間協定、4) WTOの外での複数国間協定の4つの可能性があるとしている。

1) は、テレコミや金融サービス合意の先例による議定書方式で、クリティカルマスを構成する国の受諾を前提として効果を発生させ、約束の内容はMFN

Industries) (米)、ESF(European Services Federation) 等と JSN (Japan Services Network)を中心とした日本の産業界が連携して TISA を進めることは、今後の産業連携とグローバルバリューチェーン(Global Value Chain)の展開に当たり大きな資産となることが予想される。

¹⁸ 中富(2013a) 参照

¹⁹ 経済団体連合会提言(2013)参照

均てんさせる方式である。

2) は、交渉参加国が自主的に約束を改善し、その内容がMFN均てんされる方式である。

3) は、WTO加盟国のコンセンサスにより、民間航空機協定、政府調達協定と同様に、参加国のみを対象としたWTOにおける複数国間協定(Annex4 協定)を作る方式である。

4) は、GATS 5条によるサービスFTAである。

(Hufbauer et al (2012) は、マラケシュ協定 IX (3) によるウエーバー取得(WTO 加盟国の4分の3の合意が必要)の可能性を述べている。²⁰⁾

いずれの選択肢が取られるかは、今後のTISA参加国間の議論に委ねられることになるが、2) は、TISA参加国全体が合意に従って約束を改善する保証がないことから、実現の可能性が低いオプションであると考えられる。(Marchetti and Roy²¹⁾も、他の参加国が同様に行動するかわからない囚人のジレンマのケースと述べている。)

3) は、合意内容のMFN均てんなしにWTO加盟国のコンセンサスを得ることは、現実性がほとんどない。

Marchetti and Roy は、上記の4 選択肢について、いずれの選択肢をとるべきか評価を加えていないが、現実的には、1) と4) との間での議論となることが予想される²²⁾。

当初、TISAは米国により、GATS 5条によるFTAを目指すものとして提案され、今でも米国を中心としてFTA支持論者は多い。RGFのサービス分野におけるシェアが大きいことを前提として、先駆的なFTAを作り上げ、その効果はMFN均てんしないことにより、非参加の途上国に圧力をかける、ということを狙いとするもので、先ほど述べたフリーライドへの警戒感が基礎となる発想である²³⁾。

しかしながら、GATS 5条によるFTAアプローチは大きな危険性も内包するものである。

まず、第1に、GATS 5条の解釈として、substantial sectoral coverageを始めとした要件の恣意的解釈になりかねないことである。

²⁰⁾ Hufbauer et al(2012),Harbinson et al(2012)参照。後者は、ウエーバーを含め、プルリ合意の法形式について簡潔にまとめており参考になる。

²¹⁾ Marchetti and Roy(2013a)

²²⁾ 資料3 (TISA の法形式に関する視点) 参照。上記選択肢について筆者の評価を加えたものである。

²³⁾ Hufbauer et al(2012), European Commission(2013)参照。

GATS 5 条 1 項は、サービス分野の経済統合に関して、「相当な範囲の分野 (substantial sectoral coverage)」を対象とすることとしている。また、この要件について、「分野の数、影響を受ける貿易の量及び提供の態様により理解する。この要件を満たすためには、当該協定は、いずれの提供の態様についてもあらかじめ排除することを定めるものであってはならない」としている。(1 項 (a))

また、1 項 (b) は、「・・・ (a) の分野において、当該締約国間で第 17 条の規定の意味における実質的にすべての差別が・・・当該協定の効力発生時に存在しないこと又は合理的な期間において撤廃されることを定めること」としている。

米 EU 日本を始めとした主要先進国全てが参加する枠組みである TISA では、参加国は、GATS 5 条の解釈において、責任ある対応をすることが不可欠である²⁴。

モノについての FTA の規律を定めたガット 24 条は、substantially all trade がカバーされるべきという基準を定めており、また、長期にわたる議論の蓄積があり、「つまみ食い」の FTA が濫立することに一定の歯止めをかけている。

他方で、GATS 5 条の解釈については、ほとんど議論が行われていないのが現状である。GATS 5 条は、MFN 原則の例外を定めるものであり、その要件については、条文解釈上もまた、GATS・WTO の法体系全体への影響から考えても慎重かつ十分な議論が行われることが必要である²⁵。

さもないとサービス FTA による差別取扱いに歯止めがかからなくなる惧れが強い。しかも、GATS は、もともとガットに比較して、MFN、NT、MA とも規律が弱く、そこに更なる国による差別の体系を包括的な形で導入すれば、GATS の体系の今後の発展に大きな妨げとなる。

容易にサービス FTA が成立するのであれば、サービスの自由化とルール作りは、手間のかかるマルチのプロセスを避け、事実上 FTA のみによって進められることとなる危険性が高いだろう。FTA は、基本的に参加国と非参加国

²⁴参加国が GATS5 条に合致した本格的な自由化をするなら格別（そのような内容を参加先進国が中心となって実現していくことを期待したい。真の意味での、substantial sectoral coverage が実現され、差別的措置が撤廃されるのであれば、GATS5 条の精神に沿うものであり、反対する理由はない。）、恣意的解釈による漸進的な自由化を TISA で行うのに留まるのであれば、GATS5 条が想定している基本的な考え方と反することとなる。FTA 化を目指すのであれば、GATS5 条の解釈について、RGF は、正面からきちんとした議論を行う責任がある。

²⁵ガットと GATS における MFN 例外の法構造については、資料 4 (MFN 例外の法構造) を参照されたい。特に FTA 例外については、GATS の規律が曖昧であること、またその内容について十分な議論が行われていないことがわかる。

との差別の構造なので、グローバルで統一的なルール作りには向かない。

ガット24条の解釈については、長期にわたる議論により解釈について相当程度共有されたものとなっているが、95年に制定され、しかもFTA競争の時代と重なったGATS5条については、十分な議論の積み上げがない。

GATS5条とガット24条での書きぶりが違うこと、モノのFTAに付随するサービスFTAにおける自由化度が低いことをもって、サービス分野のみをカバーするメガFTAについても同様な緩い解釈が許されるとすることには大きな危険性がある²⁶。

TISAのような主要国が参加し、サービス全般に及ぶ枠組みについて、簡単にFTAとすることは、GATSそのものの根底を揺るがしかねない。いわば、TISAがサービスの世界におけるWTO2.0（ボールドウイン）²⁷として、GATSを置き換えるものとなる可能性がある^{28,29}。

第2に、TISAのFTA化は、途上国を中心とした非参加国のフリーライドを避けるために、TISAの合意内容を参加国に閉じた形で適用しようとすることを意味する。FTAは、あくまで参加国・地域を限った枠組みであり、直接グローバルなサービスの枠組みになり得ない。

仮に、非参加国のTISAへの新規参加を認める枠組みとなるにしても、クリティカルマスを構成する国の参加実現には長期の時間を要することとなろう³⁰。これは、グローバルなサービス貿易のルール作りを求める産業界の要請に沿わないのみならず、途上国の世界経済・サービス市場における重要性に鑑み大きな懸念がある。TISAのFTA化は、グローバルなルール作りへの道筋が全く不透明であることに大きな問題がある。

第3に、経済厚生上も、非MFNのアプローチを広く導入することは、効率の悪いTISA参加国のサービス産業を優遇することになりかねず、問題が大き

²⁶ モノのFTAに付随したサービスFTA交渉とTISAとは、そのメンバー国の範囲、GATSへの影響が異なり同列には議論できない。従来のモノのFTAに付随するFTAがWTOの紛争処理の対象となっていないことは、TISAのGATS5条整合性の決め手にはならない。

²⁷ Baldwin(2011,2012)参照

²⁸ ウルグアイラウンドの最終段階で、ガット加盟国にGATT1947とGATT1994との選択を迫ったことが、その後の途上国の不信感を増幅させたのと同様、TISAのFTA化に対して途上国からの反発は必至である。

²⁹ GATS5条の解釈（substantial sectoral coverageの解釈等）については、WTOにおいて確定していくことが筋なのだが、現実にはメガFTAの動きが先進国中心に進行し、また、TISA交渉が動く中で、ジュネーブにおける議論の可能性は薄いのが現状である。

³⁰ それまでの間、先進国を中心としたRGFのサービス自由化の枠組みに止まるものとなる。FTAとしてのTISAを強行することにより、途上国の強い反発を招き、グローバルなルール作りが止まるシナリオも懸念される。

い。比較優位を持つサービスセクターを有する国との貿易による効率的な資源配分の実現の妨げとなる可能性がある³¹。

第4に、非MFNで対応することが、サービス規制の横断的性格からしてどれだけ実務上の実施可能性があるか、疑わしい³²。実際には、サービスの規制はMFNベースで行われることが多い。

また、サービスにおける「原産地」（サービス提供者）については、GATS 5条6項に定義があり、FTA当事国の「いずれかの締約国の法律に基づいて設立された法人である他の加盟国のサービス提供者は、当該協定の締約国の領域内で実質的な業務を行っている場合には、当該協定に基づいて与えられる待遇を享受する権利を有する」としている。この要件自体が、FTAにおけるMFN例外の対象をしぼる効果を持っているが、その運用実態を見るとリベラルな運用が浸透してきており³³、当該国で設立された法人は容易にFTAの適用対象となりうるので、FTA非参加国に対しMFN適用しないこととしても、それを迂回することは可能である。

しかも、FTA参加国へのMFN均てん条項（当該MFN参加国以外とのFTAによるメリットを当該国に均てんする（または均てんするよう努める）ことを規律しているFTAも多く（例 FTA1（x y 国間）で参加国へのMFN均てん条項があれば、FTA2（xz 国間）の結果をyにも均てんの必要あり。）非MFN条項は、浸食される基盤があると言っても過言ではない。

クリティカルマスを構成する国の参加を実現し、MFN均てんを行いうる基盤が存在しているにもかかわらず、差別の体系を導入する合理性はない³⁵。

³¹ Miroudot et al (2010)

³² マーケットアクセスについては、免許等差別的運用が可能であり、また必要な場合がある。

³³ Miroudot et al(2010) pp16-21, Mattoo and Sauvé (2010)pp39-41.

³⁴ 例えば、豪NZFTAでは、域内設立要件だけで、実質的業務要件は求めている。NAFTA型は、実質的業務要件の不備は、利益否認の可能性として取り扱われている。Miroudot et al(2010) 参照。

³⁵ この議論は、TISAのFTA化支持者（Hufbauer et al(2012))からは、TISAをFTAと構成する論拠ともされている。所詮、規制内容は通常MFNベースで実施されるのだからFTAで構わないという議論である。

仮に、参加国に対するFTAでのメリットを非参加国にもMFNで均てんするのであれば、TISAをFTAで構成することに対する反対も緩和されようし、また、GATSの二層構造化という深刻な事態を生む危険性は少ないであろう。

しかしながら、仮に、MFN均てんが可能なのであれば、そもそも、GATSの約束表の柔軟な性格からして、自主的に約束表の改正を行えば済むことであり、参加国・非参加国の差別を前提としたFTAの構造をとる理由にはならない。

³⁶ Miroudot et al(2010) が述べるように、MFN均てんの問題は、政治的意思の問題であり、サービスFTAについても、MFN均てんを基礎として進めていくことが本筋であろう。

これに対し、テレコミ・金融合意の例、すなわちクリティカルマスの形成を基礎とし、合意のメリットを非参加国にも均てんすることを基礎に構想するアプローチをとれば、途上国の同意を得つつ、グローバルな解を生み出す可能性は高まると考えられる³⁷。また、このような形で合意すれば、GATSにおけるグローバルな解が作られ、事実上も法律上も国際標準を作ることとなるので、事後的にその枠組みに参加する強いインセンティブが働く。クリティカルマス形成をあきらめて、RGFだけでFTAを作るよりも、より迅速に、また無駄な調整コストをかけずにグローバルなルール作りに貢献する可能性が大きいと思量される³⁸。

サービス全体についてクリティカルマスを形成することが困難というのであれば、RGFで重要なセクターを絞り、そのセクターに集中して合意を目指すことも、現実的かつ意味のある選択肢となるであろう³⁹。

日本の場合には、そもそも、サービス分野についてMFN留保をしている分野がなく、欧米と比較して自由な対応を行いうる環境にある。また、日本のFTAにおいては、将来の他国とのFTAにおけるサービス分野のコミットメントは、相手国に均てんすることを原則としているものが多く、高いレベルでのMFN適用を実施しているところである。

TISAがFTAの形をとるのかどうかは、以上にみたように、GATSの体系と今後の展開に多大な影響を与えるものであり、今後国内外で真剣な議論が行われることを強く期待したい⁴⁰。

TISAをFTAと構成することは、TISAへの主要途上国の参加を促す交渉戦術（いわば参加を促す鞭である）としては理解できる（中国もTISAへの参加を検討中との情報がある。）し、またマーケットアクセスの側面で非参加国のフリーライドに対する懸念があることは理解できるが、メンバー国の拡大について安易にあきらめることを前提として、FTAとすることを事前に議論する前に、まず、主要途上国の参加とマルチのルール作りを目指して、十分な努力が行われるべきである。

TISAは、メガFTAと同じ土俵で競うのではなく、より広い国の参加を得て、将来のGATSルールの基礎を作る交渉枠組みとして発展させていくこ

³⁷ Warwick Commission(2007) 参照

³⁸ TISAのGATSへの取り込みに関する法的問題点についてはSauvé(2013)参照。

³⁹ セクター合意の重要性については、III参照。

⁴⁰ なお、TISAをFTAと構成しつつ、MFNについては、条件付きMFN適用（クリティカルマスを構成する国の参加が得られれば、約束をMFN均てんするという考え方(Hufbauer et al(2012))）があるが、本末転倒の議論である。また、European Commission(2013)もクリティカルマス実現まではMFN均てんを停止するとしているが、その法構成（FTAなのかウエイバーなのか等）や詳細（例えばMFN均てんの導入条件）については不明である。

とが必要であり、また、そのポテンシャルを持つ（現状では唯一と言ってよい）貴重な場である。その実現のためには、交渉の時間軸についても余裕を持って考える必要があろうし、今後の展開次第では、交渉の対象を絞る等の柔軟な対応も検討すべきである。

我が国もこうしたグローバルルール作りにおけるT I S Aの戦略的重要性を理解した上で、その性格と目標について真剣な検討と提言を行うべきである。

Ⅲ セクター合意の重要性とT I S Aの活用

T I S Aは、G A T S交渉が停滞する中で、複数国間でハイレベルなサービス合意を目指すアプローチであるが、同じ複数国間合意で大きな成果を挙げたものとして金融・テレコミ合意がある。それに続く分野別の自由化とルール作りの必要性（可能性）に触れたい。

1 金融合意・テレコミ合意とは

先に見たように、金融・テレコミ合意は、WTO 設立以来の最大の成果の一つであると言ってよい。

ウルグアイラウンド合意時に、ビルトインアジェンダ（規定のワークプログラム）として、金融・テレコミ分野の検討が行われることが合意され、95年のWTO 設立後に、この2分野については、関心国を中心とした作業が開始された。

よく、ビルトインアジェンダであったことがこの2分野における合意成立と関連付けられることがあるが、ビルトインアジェンダでありながら、消え去りあるいは頓挫しているものは、例えば一般原産地規則の調和作業等いろいろあるので、その点を強調することはあまり意味がない⁴¹。ただし、ビルトインアジェンダとした政治的意思を各国が貫き通した、という点は特記されるべきであろう。

金融とテレコミの2分野については、経済環境の急速な変化と国際化の進展、例えば世界的なインターネットハイウェイの整備、金融ビジネスの急速なグローバル化といった経済要因・ビジネス要因があり、各国や産業界がそれを可能とする法的制度的なインフラの整備を求めていたという要素が強いと思われる。I T Aにおいても、半導体、テレコミ機器、コンピュータ等の自由な流通がI Tインフラの基本として各国に共通に認識されたことが、大きくその実現に寄

⁴¹ ただし、米国においては、一般的なファストトラック切れの時期の交渉であり、残存交渉権限があったという点は重要である。

与したのと同様である⁴²。

金融・テレコミ合意とITAの背景として、国際公共財整備への共通の意思が働いたことが大きな要素として指摘できる。厳密な意味での reciprocity に基づく交渉力学ではこれらの合意は説明できないと考えられ、今後の交渉における先駆的事例となるものである。

2 金融・テレコミ合意の特徴⁴³

1) 分野の特性への対応

金融・テレコミの2分野については、米日EU等の有志国の話し合いの結果が、それぞれ金融・テレコミの議定書としてWTOで採択され（コンセンサスベースである）、合意参加国は、改訂版の約束表及びMFN免除表を議定書に付属させることを通じ、直接約束表及びMFN免除表の当該部分を変更する形がとられた。

また、内容的に見ると、GATSの規律が、MFN、NT、MAを基本とした単純な構造となっているのに対し、テレコミ・金融の分野の市場特性に対応した、様々な追加的な規律を定め、それを参加国が受け入れていることが特徴的である⁴⁴。

GATSにおけるMA、NTの規律に加えてそれだけではカバーできない（あるいはカバーできたとしても内容が不分明な）規律を明確化したもので、GATSの基本構造を、両分野では分野別交渉によって大きく進展させていることに注目する必要がある。GATSの未発達な法体系を分野別特性に対応させて発展させることが出来た点は両合意の重要な成果であり、また、今後の参考となるアプローチである⁴⁵。セクターアプローチは、マーケットアクセス、内国民待遇における約束の拡充にとどまらず、分野特性に応じた追加的規律を整備していく可能性を飛躍的に高める可能性がある⁴⁶。

⁴² なお、2012年から開始されたITAの対象品目拡大に向けての交渉は継続中であり、引き続き合意形成に向けての努力が行われている。

⁴³ 国松(2014)参照。

⁴⁴ テレコミ合意の基礎となったレファレンスペーパーには、競争的セーフガード、相互接続、ユニバーサルサービス、ライセンス条件、独立の規制当局、希少資源の割り当て等の分野特性に対応した規律が定められている。

⁴⁵ モノの規律とサービスの規律との比較については資料1（モノとサービスの規律比較）参照。モノの分野の規律の方が遙かに進んでいることがわかる。

⁴⁶ITAにおいては、96年にEUは関税のみならず、非関税を交渉対象とすべき、と主張したが、その多くの問題は、テレコミを中心としたサービス交渉における課題であった可能性がある。中富(2012a)参照。

2) 参加国と非参加国との関係（クリティカルマス+MFN均てん）

次に注目すべきは、合意参加国と非参加国との関係である。基本的に、両合意の内容は、それぞれの国のMFN約束に従いながらも、原則としてMFNベースで、非参加国に均てんされている。主要国（クリティカルマス）による合意形成とその内容のMFN均てんが両合意のベースとなっていることが大きな特徴である。

この時点（1997年）では、合意非参加国に参加国が合意のメリットを均てんすることによる競争力上の不利益（＝フリーライド問題）は、センシティブな問題として強く注目されることはなかった。

同じ年に成立した情報通信分野での関税撤廃イニシアティブであるITAにおいても、クリティカルマスとMFN均てんが合意の基本的な枠組みとなっており、この3つの重要な成果の特徴を構成している。

この後、WTOは、自由化分野では、今日に至るまで15年余大きな成果を産んでおらず、金融・テレコミ合意、ITAの成功の原因を探ることは、今日的な意味がある。

金融・テレコミサービスの事例は（ITAも同様）、特定分野における「国際公共財」作りに主要国が参加し、これを実現したアプローチである。

3) 産業界の支持と支援

また、両合意の実現に当たっては、ITAと同様主要国の関係産業界の強い支援と連携があったことは特筆されるべきである⁴⁷⁴⁸。

3 セクターアプローチのその後の展開とTISAの活用

サービス分野における同じようなセクターアプローチは、残念ながら、その後結実していない。

セクター合意が、97年以降動かなかつた理由は、Iにみたとおりにあるが、交渉カードの温存、フリーライドへの懸念、FTA競争の激化が要因として働いている。

交渉カードの温存については、11年のWTO閣僚会議で、issues linkageが切り離され、案件ごとに交渉を進めることについて認識が共有されたことにより、サービス分野においても真のディールが出来る条件が整ってきた。また、

⁴⁷ ITAでは、日米EUカナダの産業界(JEIDA (Japan Electronic Industry Development Association) ,ITI(Information Technology Industry Council) ,EUROBIT(European Association of Manufacturers of Business Machines and Information Technology), ITAC(Information Technology Association of Canada))の密接な連携が、その実現の強い牽引力となった。中富(2012a) 参照。

⁴⁸ 国松 (2014) 参照。

13年のバリ閣僚会議において、貿易円滑化についての合意が成立したことも大きな弾みとなるであろう。

他方、依然として、フリーライドへの懸念は強い。

今後の、サービス分野におけるグローバルなルール作りの進展に当たっては、WTOの意思決定プロセスがコンセンサスを原則とすることから、MFN適用問題が鍵となる（MFN適用しないとそもそもWTOでのコンセンサスを確保することが困難である。議定書を作るケースを想定されたい⁴⁹）。

先に見たように、サービスに関する規律は、実質上MFNベースで適用されるケースが多いし、そもそもフリーライド問題は、単に観念的な恐怖にすぎないことが多いのだが、フリーライドの懸念を理由にクリティカルマスを充たす参加国を実現する手間を省こうとするのが、TISAのFTA化である。TISAをFTAと構成する場合には、TISAはあくまで、WTOの外の合意である。参加国を増やして行くにせよ、GATS5条を通してGATSの例外として位置づけられるものであり、GATSの一部を構成することにはならない。GATSの体系の中に組み込んで行くには、長い時間と紆余曲折が予想される場所である。

IIに見たように、TISAの大きな価値は、将来のグローバルルールを作り上げる可能性にある。その際に、極めて有力なツールとなるのがセクターアプローチである。

金融合意・テレコミ合意を先例として、クリティカルマス+MFN均てんをベースとすれば、重要な特定分野におけるグローバルな自由化とルール作りをTISAの枠組みを使って進める大きなポテンシャルがある⁵⁰。出来上がる法体系は、WTO加盟国全体による議定書の採択を通して、GATSの体系の一部となり、真にグローバルな枠組みとなり得る。クリティカルマスとMFN均てんを基礎として実現されるセクター合意は、グローバルな合意そのものである。

先に見たように、GATSの規律は、ウルグアイラウンドの妥協の産物であり、また、国内措置に踏み込むことへの強い抵抗から、MAとNTとを中心とした極めて不十分なものとなっている。理想的には、ラウンドにおけるGATS交渉の中で、制度の改善が図られるべきであるが、ラウンドの現状は悲観的

⁴⁹WTOにおける複数国間合意（Annex1の修正、Annex4の追加）には基本的にコンセンサスが必要である。従って、金融・テレコミ合意では、クリティカルマス+MFN均てんをベースに、WTO加盟国の同意を得てコンセンサスで議定書を作るアプローチがとられた。MFN均てんがなければ、コンセンサスの確保は困難であったと史料される。

⁵⁰ただし、主要途上国を加えることが、こうしたセクター提案におけるクリティカルマスの基礎となろうから、途上国へのメリットを説明できるイニシアティブであること、途上国の懸念に十分対応しうる構想であることが重要となろう。

である。

その状況下で、分野別（サービス分野別・またはイシュー別）の課題に取り組むことは、サービス分野の自由化と規律整備にとり非常に重要な課題であり、また有力なツールとなることが期待される⁵¹。T I S Aはその絶好の機会を提供するものである。

我が国も、たんにメガF T Aの中で（MA・NTのリクエストリストをぶつけて）対応するだけでなく、関心分野・課題について、更に真剣に検討し、分野別の課題と対応を整理し国際的に提案する時期が来ている⁵²。

また、セクターを絞り込むことにより、交渉に利害を関係を持つ関係者（constituency）が限られることとなる。共通の関心がある分野においては、無駄な reciprocity の思想は後退させて解決策を探ることが可能となることが考えられる。

セクターアプローチは、いわば、国際公共財の整備に向けての共同作業であり更に真剣に追求すべきアプローチである⁵³。我が国も、T I S Aの中で、グローバルなルール作りに向けて積極的なセクター提案を行うことが期待される。

4 セクター提案の要素と候補分野

1) 産官学連携による検討と国際連携

具体的な分野の検討は、メガF T AやT I S Aの進展を見守りつつ、それと並行して今後行っていく必要があるが、基礎となるのは産官学法曹の密接な連携である。

産業界が必要とする自由化・ルール作りの手段としてセクター提案は構成されるべきであり、産業の国際展開の状況と障害要因の十分な把握の下に、提案を構成していく必要がある。

また、I T A、金融・テレコミ合意がそうであったように、こうした分野別のイニシアティブの展開にあたっては、C S I (Coalition of Services Industries)、E S F (European Services Federation)等の海外のサービス産業団体や産業別団体等との密接な国際連携が期待され、成功の不可欠の必要条件となるであろう。

⁵¹NT、MAの有無も勿論極めて重要であるが、サービス分野では、横断的規律が不十分な現状（例えば6条による内国規制に関する規律（モノではTBTに相当）が未整備である）では、重要な関心セクターに焦点を当てて規律を集中的に議論することが効率的である。

⁵²モノの世界では、セクター別の関税撤廃（0-0やハーモナイゼーションのアプローチ）はウルグアイラウンド以来一般化している交渉手法であることを想起する必要がある。

⁵³中富(2012a,2013a), Nakatomi(2013c) 参照

2) セクター提案の軸作り

セクター提案に当たっては、従来のセクター合意の成功例（特にプルリ合意の成功例）が参考になると考えられる。

サービス分野では、勿論、テレコミ・金融合意が最も参考になる例である。また、関税合意ではあるが、I T Aの先例も成功例として参考にする必要がある。また、他の参考になるプルリ合意としては、知財分野のA C T A（Anti-Counterfeiting Trade Agreement: 偽造品の防止に関する条約）がある⁵⁴。

サービスの特性に対応し、また産業の実態に沿った提案を作る必要があり、その内容は対象とするセクターによって異なった形となるが、基本は以下の諸要素について検討していくことが必要である。

① クラスター作り

まずは、対象とするセクターについて、政策目的に合ったクラスターを作り上げる作業が不可欠である。適切なクラスターの設計は、セクター提案の成否を決めると言っても過言ではない⁵⁵。

② MA、NT、MFNに関する規律

サービス自由化の柱となるのは、マーケットアクセスと内国民待遇の約束であり、サービスセクター合意の中心となる項目となると考えられる。

また、本稿で見てきたように、F T A以外の形でセクター合意をマルチ化していくには、MFN均てん問題が避けて通れない問題となる。

③ セクターの特性に対応した横断的規律

G A T S 約束表は、MA、NTという単純な切り口で整理しているので、セクターの特性に対応した規律を定める必要が出てくる場合が多いと考えられる（テレコミにおけるレファレンスペーパー参照。）。G A T S は、追加約束を認めているので、セクターの特性に対応して、参加国が従うべきMA、NT以外の横断的規律を確定することが重要な課題となる。

（例 文化サービスのスクリーンクォータの基準、越境データ流通におけるサーバーローカライゼーションの基準・プライバシー保護基準等）

④ 上記を実現するための支援措置

セクター合意への参加を可能とするための支援措置、特に途上国の参加を可能とするための、能力支援（capacity building）や技術協力（technical

⁵⁴ 中富(2012a) 参照。ACTAについては、現状では、批准したのは日本のみに止まっている。

これは、特にEUにおいて、NGOの強い反対があることが原因であり、通商交渉と市民社会との関係について大きな教訓を残す結果となっている。参加国政府間での合意は成立しており、今後のプルリ合意の形成に当たり、参考となるべき点は多いと考えられる。

⁵⁵ OECD(2000)参照

assistance)も重要である。特に、今後は、合意に必要となるクリティカルマス形成に当たっては、主要途上国の参加が必要となると予想され、途上国の参加を可能とする支援策について検討する必要がある。また、紛争解決手続きについては、途上国の負担軽減と警戒感回避のため、場合によっては、途上国に対して適用を猶予する等の方策も考慮すべきであろう。

⑤ 経済的メリットの証明

また、セクター提案に当たっては、その実現による経済効果と参加のメリットについて十分な検証と説明が不可欠となる。この点については、特に、産官のみならず、学界との連携が重要となろう⁵⁶。

3) 具体的なセクター提案

具体的な分野については、今後、産官学法曹での検討を進める必要があるが、いくつか候補となりうる分野を以下に例示する。以下は、従来の日本の産業界の関心分野を中心にあくまで例として提示するものであり、今後、具体的な提案については、政府と産業界等との密接な連携のもとに議論し提案されるべきものである。また、以下の分野は、日本が海外において自由化を進める立場からの例示であり、当然、今後海外からのセクター提案に対応して日本の対応を戦略的に整理して行くことも重要である⁵⁷。

① 小売・流通分野

例えば、日本企業のアジア進出が目覚ましく、また競争力のある小売・流通分野について、分野を限って提案することが考えられる。ただし、この分野は多くの国で様々な国内規制が残る分野であり、実現に当たっては、相手国との利益衝突が少ない分野を選ぶ（例えば規模基準を入れる）、相手国にメリットが落ちる形での枠組みを提案する（国内産業の合理化やサプライチェーンの支援等）等の慎重な対応が必要となろう。

② 製造業関連サービス

製造業関連サービスについては、日本がシンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナムとのFTA等において推進してきた分野であり、それ自体の発展が期待できるのみならず、海外展開している日本の製造業の継続的発展の基礎となるサービス分野である。

狭義では、製造業付随サービス（国連中央生産分類（CPC）884+885）

⁵⁶OECDによるSTRI(Services Trade Restrictiveness Index)等のサービスに関する開放度指標の更なる発展も、サービス自由化の経済的メリット証明のために重要である。

⁵⁷日本からの積極的提案が困難であっても、国内規制改革推進の立場から重要なセクター提案が海外から提示されることは十分に予想される場所である。(前述のEUの関心分野、後述のCSIの関心分野等参照されたい。)

であるが、機器の保守・修理サービス（633+8801-8806）についても、シンガポール、ベトナム等とのFTAで日本は一定の自由化を実現している。

これに加えて、製造業の海外立地に伴い必要となる他のサービス分野（例えばテレコミ・情報サービス（84）の一部（842-844等）、その他のビジネスサービスの一部（例えば、経営コンサルティングサービス（865, 866））、梱包サービス（876）会議サービス（87909）等）を、産業界の実態把握を行ってクラスターに含めることを検討すべきである。

製造業の海外進出に密接不可分のサービスとしてクラスタリング出来れば、特に途上国への投資促進とバリューチェーンの発展に資する分野であり、経済的な説明も比較的容易な分野と考えられる。

③ 文化関連サービス

文化関連サービスは多くの国で国内規制が残る分野であり、その自由化には困難が予想されるが、クールジャパンの動きをはじめとして、今後日本にとってこの分野の海外展開は重要であり、候補として検討すべき分野である⁵⁸。

④ 環境関連サービス

環境関連財については、APECで特定品目について関税撤廃の合意が12年に確認されたところであるが、環境保護と環境関連産業の発展については、多くの国が支持しているところであり、APEC諸国等との連携により、日本が競争力ある環境関連サービスについてのセクター提案を行うことも一案である。具体的には、CPCの環境サービス（9401-3）を核としたクラスタリングの検討が必要となる。

⑤ 越境データ流通

データ処理の急速な国際化とクラウドコンピューティングの進展は、様々なビジネスチャンスを生んでいる。こうしたビジネスの展開を円滑化するため、米国の産業界を中心として、特にデータの現地化（localization）義務付け等の規制を廃止し、越境データ流通の自由を実現しようという動きが出ている⁵⁹。

越境データ流通の議論は、プライバシーの確保等様々な国内規制との調整が必要となる問題であり、また各国の約束表で多数のサービス分野と関係する横断的な問題であって、慎重かつ丁寧な議論が必要である。

上記の各分野と違った性格を有する「セクター」提案であるが、他方で日本が国際的に競争力を持ちうるビジネス分野であり、米国やアジア太平洋諸国の政府・産業界との連携の下に、提案をしていくことも十分に考え得る分野である。同時に、本件は、技術進歩にサービス合意の枠組みを如何に対応させていくか、

⁵⁸ 国松(2013)参照

⁵⁹ Meltzer(2013)参照

テストケースになる事例でもある。

以上は例示であるが、重点分野を定めず、横断的にNT、MAについて議論していくよりも、日本としての重点分野を明確にし、セクター毎に提案を行っていくことは、日本のサービス産業の国際展開にとってより効率的なアプローチであると考えられる。

具体的な提案の場合としては、TISAでの提案が想定され、かつグローバルなルール作りへの貢献という観点から考えても望ましい⁶⁰⁶¹。

本稿では、サービス分野における複数国間のイニシアティブに着目し、TISAの重要性と問題点、狙うべき方向性、分野別・セクター別交渉の有用性について議論してきたが、今後のサービス交渉の進展に当たり、FTAにおける自由化・ルール作りのみに集中することなく、こうした複数国間の枠組みを活用する参考となることを期待したい。

TISAは、我が国のサービス産業の国際展開に当たり重要な枠組みであると同時に、グローバルなGATSルールの整備に当たり重要な枠組みであり、また、その中で分野別・セクター別交渉を推進して行くことが強く期待され、日本の貢献が望まれる。

本稿が、TISAとセクター交渉の推進に当たり、参考となれば幸いである。

⁶⁰ 独立のプल्ली提案やメガFTAの中でのセクター提案も同様に考えられるが、グローバルなセクター合意実現という観点からはTISAでの提案が最も効率的と思慮する。残念ながら、求心力を失っているラウンドのGATS交渉の中での提案は現実的ではないだろう。

⁶¹ Di Piazza, Jr. and Allgeier(2013)は、TISAの中でのセクター目標として、Electronic Security Systems, Express Delivery, 金融サービス、保険、インターネット・コンピュータ関連サービス、メディア/娯楽サービス、小売・流通サービス、テレコミサービスを挙げ、またサプライチェーンを通じた適切なクラスタリング、バンドリング (Express Delivery等)の重要性を強調しており、今後TISAにおける米国の具体的な提案に反映されることが予想される。我が国のセクター提案も早急に準備を進める必要がある。

【参考文献】

- Baldwin, Richard (2011), “Trade and Industrialization after Globalization’s 2nd Unbundling: How Building and Joining a Supply Chain are Different and Why it Matters,” NBER, Working Paper No. 17716.
- Baldwin, Richard (2012), “WTO 2.0: Global Governance of Supply-Chain Trade,” CEPR Policy Insight 64.
- Di Piazza, Jr., Samuel A. and Peter Allgeier (2013), Testimony before the U.S. Interagency Trade Policy Staff Committee on an International Services Agreement (March 12, 2013)
https://servicescoalition.org/images/TISA_Testimony_FINAL_NEW.pdf
- Elsig, Manfred (2010), “WTO Decision-Making: Can We Get a Little Help from the Secretariat and the Critical Mass?” In *Redesigning the World Trade Organization for the Twenty-First Century*, Debra P. Steger (ed.), Wilfrid Laurier University Press.
- European Commission (2013), “Negotiations for a Plurilateral Agreement on Trade in Services.”
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-107_en.htm
- Gootiiz, Batshur and Aaditya Mattoo (2009), “Services in Doha: What’s in the Table?” World Bank Policy Research Working Paper No. 4903.
- Harbinson, Stewart and Bart De Meester (2012), “A 21st Century Work Program for the Multilateral Trading System,” Prepared for the National Foreign Trade Council.
- Hufbauer, Gary Clyde, J. Bradford Jensen, and Sherry Stephenson (2012), “Framework for the International Services Agreement,” Peterson Institute for International Economics, Policy Brief PB12-10.
- Low, Patrick (2011), “WTO Decision-Making for the Future,” World Trade Organization Staff Working Paper ERSD-2011-05.
- Marchetti, Juan A. and Martin Roy (2013a), “The TISA Initiative: An Overview of Market Access Issues,” World Trade Organization Staff Working Paper ERSD-2013-11.
- Marchetti, Juan A. and Martin Roy (2013b), “The New Kid on the Block: The Trade in Services Agreement,” VoxEU column (December 21, 2013).
- Marchetti, Juan A. and Martin Roy (2012), “Is there Reciprocity in Preferential Trade Agreements on Services?” World Trade Organization Staff Working Paper ERSD-2012-16.

- Mattoo, Aaditya and Pierre Sauvé (2010), “The Preferential liberalization of Services Trade,” Swiss National Centre of Competence in Research Working Paper No 2010/13
- Meltzer, Joshua (2013), “The Internet, Cross-Border Data Flows and International Trade,” Center for Technology Innovation at Brookings, Issues in Technology Innovation No. 22.
- Miroudot, Sebastian, Jehan Sauvage and Marie Sudreau (2010), “Multilateralising Regionalism: How Preferential Are Services Commitments in Regional Trade Agreements?” OECD Trade Policy Papers No. 106.
- Nakatomi, Michitaka (2013b), “Plurilateral Agreements: A Viable Alternative to the WTO?” In *The Future of the World Trading System: Asian Perspectives*, Richard Baldwin, Masahiro Kawai and Ganeshan Wignaraja (eds), VoxEU.org Book.
- Nakatomi, Michitaka (2013c), “Plurilateral Agreements: A Viable Alternative to the World Trade Organization?” Asian Development Bank Institute Working Paper No. 439.
- OECD (2000), “Assessing Barriers to Trade in Services: Using ‘Cluster’ Approaches to Specific Commitment for Interdependence Services,” TD/TC/WP(2000)9/Final.
- Sauvé, Pierre (2013), “A Plurilateral Agenda for Services? Assessing the Case for a Trade in Services Agreement (TISA),” NCCR Working Paper No 2013/29.
- VanGrasstek, Craig and Pierre Sauvé (2006), “The Consistency of WTO Rules: Can the Single Undertaking be Squared with Variable Geometry?” *Journal of International Economic Law*, 9(4), pp. 837-864.
- The Warwick Commission (2007), “The Multilateral Trade Regime: Which Way Forward?” The University of Warwick.
- 石戸光 (2012), 「サービス貿易等における日本の通商戦略とその課題」(『日本経済の復活と成長へのロードマップ—21世紀日本の通商戦略—』(浦田秀次郎・21世紀政策研究所編著、文眞堂) pp92-125) .
- 伊藤恵子・石戸光 (2012), 「サービス貿易の概念整理：東アジアの経済統合の背景として」(『東アジアの統合とその理論的背景』(黒岩郁雄編、アジア経済研究所) 第2章) .
- 国松麻季 (2013). 「文化メディアの越境流通のためのサービス貿易自由化」, 経済産業研究所 RIETI Discussion Paper Series No. 13-J-065.
- 国松麻季 (近刊), 「WTOサービス交渉—基本電気通信および金融分野の成功」, 経済産業研究所 RIETI Policy Discussion Paper Series.
- 経済産業省 (2013), 「通商白書 2013年版」 .
- 東條吉純 (2012), 「サービス貿易自由化と規制改革」(国際経済法講座 I・通商・投資・競

争、法律文化社)。

中富道隆 (2011), 「WTO 改革とラウンドの早期終結に向けて (提言)」, 経済産業研究所.

<http://www.rieti.go.jp/users/nakatomi-michitaka/policy-recommendation.pdf>

中富道隆 (2012a), 「プルの貿易ルールについての検討 (ITA と ACTA の実例を踏まえて)」, 経済産業研究所 RIETI Policy Discussion Paper Series No. 12-P-002.

中富道隆 (2012b), 「国際サプライチェーン協定 (ISCA) コンセプトペーパー: イシューベースのプリアプローチによるグローバルサプライチェーン改善」, 経済産業研究所.

http://www.rieti.go.jp/users/nakatomi-michitaka/policy-proposal_3.pdf

中富道隆 (2013a), 「メガ FTA の時代の global value chain(GVC)ガバナンスと International Supply Chain Agreement(ISCA)提案」, 経済産業研究所.

http://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/062.html

中富道隆 (2013d), 「メガ F T A と国際標準—メガ F T A における「統一軸」の必要性」, 経済産業研究所.

http://www.rieti.go.jp/users/nakatomi-michitaka/policy-proposal_4.pdf

日本経済団体連合会 (2013), 「通商戦略の再構築に関する提言—グローバルルールづくりを主導する攻めの通商戦略」.

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2013/034.html>

モノとサービスとの規律比較

	モノ	サービス
最恵国待遇	ルール・措置の最恵国待遇ベースでの均てんが原則である（GATT1条）	ルール・措置の最恵国ベースでの均てんが原則（GATS2条）だが、免除に関する付属書で例外登録も認められている。
マーケットアクセス	関税については、各国は、原則関税率を譲許している（GATT2条）。譲許表でHS（WCOが定めるharmonized systemと呼ばれる分類表）を基本に、各関税分類について関税率を定め譲許している。先進国は、ほとんど全品目について譲許済みである。	マーケットアクセスについては、特定の分野についてのみの約束が基本である（GATS16条）。CPC（Provisional Central Product Classification）に基づくW120と呼ばれるサービス分類による全分野（155分野）について、約束が行われているわけではない。約束の範囲は限定的である。
内国民待遇	内国民待遇が原則である（GATT3条）。	マーケットアクセスと同じく、特定の分野についてのみの約束が基本である（GATS17条）。約束した分野について約束の範囲内でのみ内国民待遇が保証される。
TBT	WTOにTBT協定がある。モノについての規制導入の手続きと透明性、標準、適合性評価等について定めている。	内国規制（GATS6条9の問題であり、その内容について交渉することとされているが、議論は進んでいない。今後、BBMの重要性が増す中で、内国規制の議論は、サービス規律を発展させていく上で極めて重要である。
補助金	WTOに補助金協定があり、禁止される補助金、相殺関税等について詳細な規律がある。	GATS15条により、サービス分野の補助金規律につき議論中であるが、議論は進んでいない。補助金で保護されたサービスの海外進出について、モノの相殺関税に対応する対抗措置の枠組みがないことは大きな問題となり得る。
セーフガード	WTOにセーフガード協定がある。セーフガード措置の発動要件、内容等について規律している。	GATS10条に交渉規定があり議論中であるが、交渉は進んでいない。セーフガード規定がないことは、一方で約束についての後退を防ぐ効果があるが、他方でいったん約束した内容について、撤回・停止する可能性を封じるので、各国が約束に慎重となる原因ともなり得る。
アンチダンピング	WTOにアンチダンピング協定がある。ダンピング輸出の定義、アンチダンピング課税の要件等について詳細な規律がある。ドーハラウンドでは、日本主導で、ルール（アンチダンピング、補助金）分野について交渉中である。	規律はない。交渉規定もない。モノについては、アンチダンピング課税が、保護主義的に乱用される事態が頻繁に起きており、サービス分野でのダンピング規律の議論進展は全く期待したくない状況にある。また、実務上もモノと異なり客観的なコスト・貿易データ等の入手が困難。他方で、約束した分野において、サービスのダンピング輸出が起きた際に対抗措置がないことから、各国が約束自体に慎重となる遠因ともなりうる。
政府調達	複数国間協定である政府調達協定がある（Annex4協定）。政府調達の透明性については、ドーハラウンドの交渉対象から落ちた。WTOメンバー全員を規律する協定はない。従って、政府調達協定への参加国拡大が重要な課題となる。	同左
競争ルール	WTOには規律がない。貿易と競争（シンガポールイシュー）はドーハラウンドの対象から落ちた。モノ、サービスともに、今後の重要課題である。	同左
投資ルール	GATT、GATSともに、TRIMを除き、WTOに投資ルールとしての一般的規律はない。貿易と投資（シンガポールイシュー）はドーハラウンドから落ちた。モノ、サービスともに、今後の重要課題である。	同左。ただし、拠点設置に関するモード3は、その範囲内で投資ルール（NT、MA）の性格を有するが、約束の範囲内での規律という本質的制約がある。
FTA例外	GATT24条に規律がある。Substantially all tradeの基準が柱となる。長期にわたる議論の歴史がある。MFN、MAの大きな例外となる。NTについては、もともとNTが原則であるためFTA例外で大きな差は生じない。	GATS5条に規律がある。Substantial sectoral coverageの基準が柱となる。議論の歴史がほとんどない。GATTのケースと違い、そもそも、MFN例外が認められていること（海運やAVでのMFN例外登録が多い。）、NT、MAについてはコミットメントの範囲での義務づけからスタートすることが大きな差である（GATSからスタートして、FTA参加国にpreferentialな扱いを認めるものである）。

資料2

サービス交渉に関する各国の関心概観(2014. 02 筆者の私見による概観)

		日	米	EU	途上国等
WTO		△	—	△	—
TISA		△	◎	○	—
FTA	TPP (Trans-Pacific Partnership)	△～○	◎		—(ベトナム、マレーシア等)△(チリ等)
	EIA (Economic Integration Agreement: 日EUFTA)	△～○		◎	
	RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership)	△			—
	日中韓FTA	△			—(中国、韓国)
	ASEAN各国とのFTA	△			—
	TTIP (Transatlantic Trade and Investment Partnership)		◎	○	
分野別 ぶり		?	△	?	?

関心の度合い ◎非常に強い、○強い、△普通、—弱い・反対

更にメッシュを細かくして見ることも可能であるが、各国の関心地域を踏まえて、日本のサービス展開実現に最も効果的な枠組みの選択、他国との連携、順序を整理していくことが重要である。

TISAの法形式に関する視点

	概要	先例	難易度	WTOの紛争解決手続き	その他
MFNベースでのGATS議定書アプローチ	クリティカルマスを構成する国の参加で合意し、内容はWTO加盟国にMFN均てんする。合意内容は、議定書でWTO上位置づける。	テレコミ・金融サービス合意	クリティカルマスを構成する国の参加を確保しないと、フリーライドへの恐怖から内容のMFN均てんが困難。	利用可能	グローバルなルール作りという観点からは最も望ましいと思量。MFN均てんがWTO加盟国全体の合意により、議定書を成立させる鍵となる。
MFNベースでのgoing alone アプローチ	交渉参加国が自主的に約束を改善し、その内容をWTO加盟国にMFN均てんする。	プल्लीでの合意実施の手段という形ではないが、単独のイニシアティブとしては先例多い。	困難。交渉参加国全体が合意に従って約束を改善する保証がない。	利用可能	参加国間の高度な信頼関係が前提となる
WTOの中における複数国間協定	WTOannex4協定の 신설	民間航空機協定、政府調達協定	極めて困難。WTO加盟国のコンセンサスがannex4協定の 신설には必要	利用可能	協定参加国のみに権利義務関係が生じる。
WTOの外での複数国間協定	GATS5条によるFTA	GATT24条によるモノのFTAと一体化した例は多い。サービス単独のFTAは例なし。	GATS5条によるFTA自体は参加国の合意により成立する(その意味では容易)	利用できない	GATS5条の要件具備が必要不可欠の条件
ウエーバー	マラケシュ協定9条3により、WTO加盟国の4分の3の合意によるウエーバーを取得する。		WTO加盟国の4分の3の合意は厳しい要件。	利用可能？(ウエーバーの内容による)	継続的な例外措置にはウエーバーはなじまない。定期的なウエーバー更新が必要。

MFN例外の法構造

		ガット	GATS
基本原則		禁止(GATT1条)	禁止(GATS2条)
例外登録		不可	可(第2条の免除に関する付属書)(注 日本は例外登録なし)
FTA例外		ガット24条(substantially all trade基準) ①解釈についての議論の積み重ねあり。 ②概ね貿易の9割についての10年以内の関税撤廃が基本とされる。(詳細については不明点あり。)	GATS5条(substantial sectoral coverage 基準) ①解釈についての議論の積み重ねなし。 ②155分類・4つのモードのマーケットアクセス・内国民待遇について、FTAでGATS約束を超えて約束すべきカバレッジと約束の深さについてコンセンサスなし。また、参加国間での内国民待遇に関する差別の撤廃時期について「合理的な期間」とのみ定める(5条1項b)
マーケットアクセス			
	約束あり	FTA参加国に譲許税率より低い関税率を認める	参加国に対してのみGATS約束より高いレベルの約束を認める(ただし、MFN適用も可)
	約束なし		参加国に対してのみ新たな約束を認める(ただしMFN適用も可)
内国民待遇			
	約束あり	内国民待遇がガットの原則(3条)	参加国にコミットメント(GATS)の条件を緩和する(ただしMFN適用も可)
	約束なし		参加国に対してのみ新たな約束を認める(ただしMFN適用も可)
原産地規則		一般原産地規則→FTAについては特惠原産地規則で規律(WTO上のルールがない)	FTA締結国における既設立法人で実質的業務を行っている場合は、FTAのメリットを享受できる(GATS5条6項)。
国別差別の容易性		国境措置・関税については差別は容易	参入規制としての外資規制は可能であるが、国内措置については、一律適用が通常(国による差別化は容易ではない)
FTAにおけるMFN均てん			
	対FTA参加国	MFN均てん条項あり・努力条項あり・なしに分かれる	同左。(ただし、国内規律は一般的に国別差別困難。)
	対FTA非参加国	MFN均てんしないのが通例	均てんする運用、しない運用あり。ただし、国内規律は一般的に国別差別困難